

第36回 佐用町議会(定例)会議録 (第4日)

平成22年6月17日(木)

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教育長	勝山剛
	総務課長	坪内頼男	企画防災課長	長尾富夫
	税務課長	保井正文	住民課長	谷口行雄
	健康福祉課長	野村正明	農林振興課長	小林裕和
	商工観光課長	前澤敏美	建設課長	上野耕作
	上下水道課長	野村久雄	生涯学習課長	福本美昭
	天文台公園長	黒田武彦	上月支所長	木村佳都男
	南光支所長	春名満	三日月支所長	廣瀬秋好
	会計課長	新庄孝	消防長	敏蔭将弘
	教育課長	福井泉		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町一般会計補正予算第 8 号 専決第 7 号）
- 日程第 2 . 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 8 号）
- 日程第 3 . 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町老人保健特別会計補正予算第 2 号 専決第 9 号）
- 日程第 4 . 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号 専決第 10 号）
- 日程第 5 . 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 11 号）
- 日程第 6 . 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 4 号 専決第 12 号）
- 日程第 7 . 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 6 号 専決第 13 号）
- 日程第 8 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 6 号 専決第 14 号）
- 日程第 9 . 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 4 号 専決第 15 号）
- 日程第 10 . 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号 専決第 16 号）
- 日程第 11 . 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 3 号 専決第 17 号）
- 日程第 12 . 承認第 18 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 3 号 専決第 18 号）
- 日程第 13 . 承認第 19 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 1 号 専決第 19 号）
-

午前 0 9 時 2 7 分 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。少し早いんですが、お揃いですので、ただ今から始めたいというふうに思います。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

本日議題にします日程第 1 から日程第 13 までは、6 月 8 日の本会議で、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いをいたします。

日程第 1 . 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町一般会計補正予算第 8 号 専決第 7 号）

議長（矢内作夫君） まず日程第 1、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、

平成 21 年度佐用町一般会計補正予算、第 8 号を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、まず歳入の 8 ページお願いいたします。

まず、町民税、固定資産税の関係では、出納閉鎖終わった段階で、災害減免の最終的な状況ですね。町民税と固定資産税について、お願いいたします。

それから、徴収猶予という措置が、災害減免の時に、申請の中でとられたわけですけれども、徴収猶予は、どのような適用状況か。で、予算上の扱いは、あれば、どのような扱いになるのか。これらの点について、お願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） まず、災害減免の関係ですが、ちょっと、正確でないかも分からないんですが、4 月 6 日時点での状況では、町民税の減免額でございますが、合計で、1,832 万 2,900 円。町県民税ということで、県民税の方は、まあ、ちょっと関係ないか分からないんですが、1,217 万 6,300 円ということでございます。ちなみに、減免させていただいた納税者の方は、619 名ということでございます。

それから、固定資産税の方でございます。これ、ちょっと種別になっておりますので、まず、土地でございます。土地の場合は、筆数で 320 筆。税額に直しますと 13 万 6,100、ごめんなさい。ああそうです、13 万 6,184 円。それから、家屋の場合が、棟数で、1,928 棟。税額で 885 万 9,595 円。

それから、償却資産の方でございますが、これまあ、実質、家屋の場合なんです、3 棟で 69 万 2,200 円ということで、集計しておりませんが、概ね、1,000 万弱、900 何十万という数字でございます。

それから、徴収猶予の件なんです、これ基本的に、本人の申し出によって、徴収を猶予することができるということで、一律納期の延長じゃなしに、個人ごとに申請書をいただいて、猶予をさせていただいております。本日、ちょっと、その猶予件数等の資料については、持って上がって来ておりません。

以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

16 番（鍋島裕文君） いや、ちょっとね、結局、あの、あるみたいですがけれども、例えばその、年度内に、いったいどのぐらいの猶予期間で、つまりもう、この年度を猶予としてしまうんだったら、その扱いは、滞納というような形になるんかどうか。そのあたり、聞

きたい。

〔 税務課長 挙手 〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 一応、3月31日までということで、猶予期間を設けさせていただいたんですが、延滞金等も算定しておりません。で、3月31日時点で、未納の場合については、4月に入ってから、納期済んでから、督促を出させていただいております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はい。

〔 岡本義君 挙手 〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 8ページの15の10ですね。固定資産税の滞納の1,444万7,000円と、その下の軽自動車税、同じく15番、22万3,000円、これらの件数と、その後の見込み言うんですか、様子いうんか、そういう状態をお願いします。

〔 税務課長 挙手 〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 固定資産税につきましては、当初の見込みよりも、実質、かなり成績が悪いと言うんですか、低かったんですが、まあ、特定の納税者につきまして、税額が、かなり高額ということで、従来も滞納関係で、徴収努力を重ねておったんですが、21年度につきましては、結果的に、浮き沈みがありますんで、滞納税額を、ある程度、前半納めても、後半、現年分が滞って、結果的には、滞納額がこう、膨れ上がるような状況が続いておったんですが、当初、その納税者の方とお話させていただきまして、基本的には、現年は、絶対に完納していただくという調整の下で、結果的には、滞納額の収納が少し悪いんですが、現年額については、まあ会計上は、3月31日に330万ほど入りましたんで、ごめんなさい、5月31日に。決算上は、金融機関が違いましたんで、2、3日のずれがございまして、その分は滞納に上がったんですが、かなり高額の方が入りました。で、その関係で、最終的に、当初、予定しておった滞納で入って来る金額、1社なんですが、そこの分を落とさせていただきました。

で、件数なんですが、それは、固定資産税ということで、結果的に、実人数で412名、ああ、ごめんなさい。滞納分ですから、330名。それから件数で、3,710件。金額的には、1億9,055万3,095円。これ、21年度末で、22年度に引き継いだ滞納分の残です。

それから、軽自動車税につきましては、これも、滞納分ですから、3月31日現在で、ある程度実数が分かっておりますので、予算の方は、それに合わせていただいております。で、滞納分として、22年度に引き継ぎますのが83人。ごめんなさい、228件で、94万8,113円でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。他に。ないようですので、

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 岡本義次君。

3番（岡本義次君） 同じく 15 ページ、土木の使用料の中で、同じく、住宅の滞納のですね、22万6,000円と、その下の25番の改良住宅2万1,000円、これらについても、件数なり見直しをお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まず、15節の住宅使用料滞納繰越分でございますが、当初予算におきまして、50万円を計上させていただいておりましたところ、今回、4名分といたしまして、72万6,500円収納済みでございます、22万6,000円を今回、専決補正をさせていただいております。

それから、町営改良住宅の滞納分でございますが、これにつきましては、当初2万1,000円ということでしたが、1名分で4万2,000円収納済みということで、今回、2万1,000円を増額するものでございます。

なおまた、状況でございますけれども、21年度におきましては、2名の滞納がございまして、税額にいたしまして、いやごめんなさい、金額にいたしまして、36万1,500円というものを、22年度へ滞納繰越とするものでございます。

それから、滞納繰越分につきましては、10件19名の滞納繰越がございましたけれども、徴収をさせていただいて、5名13件ということに、現在なっております。なおまた、改良住宅については、全て収納済みというふうなことでございまして、滞納は発生をしてないということでございます。

で、公営住宅の関係につきましては、滞納繰越分は、146万4,460円、5名ということで、次年度へ繰越をさせていただくということでございます。

以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 同じく16ページの35の衛生使用料、15、1万4,000円でございますけれど、これらについても、同じように件数なり見込みは、どんなんですか。

議長（矢内作夫君） 住民課じゃないん。コミプラの滞納。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） 申し訳ありません。資料の方、ちょっと今日、持って来ておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） ちょっと、都合悪いな。それは。

〔上下水道課長「すみません」と呼ぶ〕

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） まあ、資料、ちゃんと持って来ておいてください。

それと、28ページの同じくですね、10番の15、三角の47万4,000円の、それぞれ34万6,000円、8万2,000円、4万6,000円、これらについて、件数なり見込みをお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 28ページでございますけれども、貸付金元利収入ということで、10目、住宅新築資金等の部分、それから、生業資金、15目ですけども、これら全部総括させていただいて報告させていただきます。

もう既にですね、その貸付とか、そういった部分で、非常に年限が経ってございまして、毎年、ご指摘をいただいておりますけれども、今年、21年度予算終了して専決後ですね、それぞれ現年度分、あるいは、節の現年度分、滞納繰越分、あるいは生業資金、それから、もう1点、この専決では挙がっておりませんけれども、災害援護資金というのがあるんですけれども、これについては、38万3,000円、当初予算どおり入っております。それら全てあわせまして、申し訳ないんですけども、延べ人数にしまして39人。件数、お一人で、数件借りられてますから、47件ということで、21年末で、8,163万5,000円でございます。

これらにつきましては、それぞれ定期的にですね、文書発送なり、あるいは訪問したりしておるわけですけども、その本人そのものが亡くなったり、あるいは他にですね、経済的な理由で困窮されておったりですね、それと、ご家族の方も、あまりこういったお話には乗っていただけないという部分がありました。まあ、しかしながら、今後ともですね、引き続き、根気強い取り組みをしていきたいというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 本人が、亡くなっておったりすれば、その息子さんとか、そういうご兄弟とか、そういうようなところまでは、当たられとんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

健康福祉課長（野村正明君） 先ほども言いましたように、概ね、町内におられる方はね、連絡もさせていただいておるんですけども、なかなか、町外に出られておる方については、電話をすれどもですね、後、あんまり反応もないというふうな方もいらっしゃいます。そういう状況でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まず、8ページの、先ほどの軽自動車税の関係です。

まあ、これは、分かったら、後で、資料でもいいんですけども、確認したいのは、原付と軽自動車税の、例の8月9日以後の災害によるね、廃車等の関係で、当然、町税の還付がされるわけですけども、その件数と、その金額、分かれば、今、教えていただきたいし、分からなければ、後で結構です。

それから、次に、10ページ、11ページで聞きます。10ページの配当割交付金、株式譲渡所得割交付金についてですが、これは、今まで、説明あったように、県税配当割の3パーセントの5分の3を市町村に交付するというので、一定の基準に基づいてという県の、この基準というのが、町段階でね、町の件数等が、分かるのかどうか、そのあたりも、ちゃんと、県の方から説明があるのかどうかね。この金額になる理由ですよ。それについて。

それから、20ページのゴルフ場利用税交付金につきましては、これも県税の交付ですけども、ゴルフ場によってね、限度額、1人1日1,200円のゴルフ場利用税、限度額らしいんですけども、本町のゴルフ場は、全て一律なのか、それとも、ゴルフ場によって違うのかどうか。利用税がですね、そのあたりについて、伺います。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） お尋ねの軽自動車税につきましては、基本的に、4月1日の所有者に対して、登録者に対して、5月末をもって納税していただくということで、基本的に、減免対象にはなっておりません。実質としては、ゼロでございます。

〔鍋島君「いや、違うんや。廃車したるう。災害によって。途中で当然」と呼ぶ〕

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 廃車の数については、手元に資料持ち合わせておりませんので、今年の課税が既に済んでおりますので、それについては、後ほど、資料を提出させていただきます。

議長（矢内作夫君） 配当は、

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 配当割交付金とゴルフ場の利用税交付金ですけども、議員お尋ねの、その、県からの説明という分ですけども、私の手元で、その交付金等の交付額等の決定もあるんですけども、お尋ねの内容で、配当割交付金の、上場株式の3パーセントということで、その具体的な説明については、私の方、文書として来ているかもしているしれませんが、確認はしておりません。

それと、ゴルフ場利用税につきましても、議員ご説明されましたように、税金の何割をということで、そういう認識で、町内数箇所ありますけども、1,200円が一律かどうか、一律だとは思っておりますけども、確認はしておりません。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 県との関係もあるんで、そういった内容も是非ね、財政の方へ確認していただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 確認は、させていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 59ページ、10番の22の猟犬の補償の分ですね、三角の15万。これらについて、どういうんですか、猟に行った時に、その犬が事故があって、怪我したとか、死ぬいうんか、そういうふうなことで、やられておるんか分からんけれど、21年度においては、そういうふうな件数が何件くらいあったんかなと思うて。該当する部分について。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君）　これは獣害のですね、駆除に犬を連れて行っていただいた時に
　　ですね、まあ、不測の事故でですね、イノシシに襲われたとかいう形です。で、確か1件
　　だったと。

〔岡本義君「1件だけ」と呼ぶ〕

農林振興課長（小林裕和君）　1件だったと思います。
　　通常、4件なり5件のですね、当初予算挙げるわけですけども、実績でですね、今回、
　　15万ですか、落とさせていただいたということです。

〔岡本義君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君）　まあ、1件あったんですけども、その1件については、何ぼぐら
　　いの支払が出て来たのですか。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君）　金額ではね、確か、1万円前後だったと思うんですけども。

〔岡本義君「軽い怪我ぐらいで済んだんやね」と呼ぶ〕

農林振興課長（小林裕和君）　まあ、獣医さんに見ていただいて、処理をしていきますので、
　　はい。

議長（矢内作夫君）　はい、他に。

〔鍋島君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君）　じゃあ、12ページと、まず12ページでは、例の特別地方交付税、
　　総額19億9,500万円、その差の11億6,000万円が補正されてますけども、この内訳を確
　　認しておきたいんですが、総額19億9,000万の内、いわゆる災害廃棄物処理国負担分
　　ですね、特別地方交付税の、と、それから、いわゆる災害分。それから通常分ですね、そ
　　のぐらいの3つぐらいに分けて、その内訳をお願いします。

　　それから、29ページです。29ページの過年度収入の2,100万ですけども、過年度収入
　　のね、ちょっと金額も多いんですけども、この内容説明、その2点、お願いします。

議長（矢内作夫君）　はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 特別交付税の方ですけども、特別交付税については、特交ということで、内容については、明確な内容というのは、ありません。

ただ、災害については、主な増減項目ということで、県の方から、こちらの方に資料をいただいています。その区分で、申し上げますと、現年災、災害復旧ということで、7億8,477万。現年災、その他という区分です。その他という区分で4億1,905万7,000円。それから、災害廃棄物処理ということで、1億7,784万1,000円。これを合計すると、13億8,146万8,000円となると思います。その分、まだ、全体の19億9,630万が、総額ですけども、その差があると思います。その中で、財政の方としては、試算の中で、通年、通年、こういう災害がなければということで、計算しています。それは、県の方の町平均の率で、増減率の率で計算させていただいています。で、それを計算すると、災害がなければ、5億2,685万8,000円と。で、先ほど言いました数字と、足して引いていただきますと、その他という不明な部分もあります。でも、これは、災害ということで認識しております。

以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔鍋島君「いや、過年度分」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ああ、ああ、ごめん、ごめん。過年度分ね。過年度収入。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 失礼しました。私とこ、健康福祉課の関係の分だけで申し訳ないんですけども、2,176万6,000円の内ですね、国庫の、国庫のですね、保育所運営費負担金というのがございます。ええっと19ページ。これのですね、20年度分。これ、ある程度、期限が切ったら、もう出ませんので、その分が、12万7,000円ほどと。

それから、児童手当ですね、児童手当は、2月分までが出ますね。それ以降は、もう翌年度になりますので、それが、104万8,000円ほどございます。これは、国県併せてです。いや、ごめんなさい、1,004万8,000円。それと、先ほど、言いました、保育園の関係が12万7,000円と。

後は、私とこの管轄じゃないんですけども、医療費等が入っておるといふうに聞いておりますけども、私では、説明できません。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、他に。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 敏森君。

4番（敏森正勝君） 17ペーシの衛生手数料なんですけれども、その内の畜犬取扱手数料19万2,000円減額になっておりますが、この内の、犬の登録手数料なんですけれども、1頭だけでなくって、3、4頭複数で飼っておる家もあろうかと思いますが、そういう家につきまして、全登録、全頭数登録しているのかどうかという問題があると思うんですけれども、その点は、どないでしょうかね。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） はい、失礼します。

今の敏森議員さんのお答えになるかどうか分かりませんが、21年度の登録数によりますと、5月末で1,920頭の登録がございます。その内、注射済み等の件数が、犬の件数が、1,235頭ですけれども、まあ、その差額は、700弱ございます。その間、登録だけ、当時されて、亡くなる犬もあつたり、どこかへ移転する犬もおるといことで、その差がございます。

それから、注射済みにつきましては、佐用町がやっています、一斉にこう、お医者さんと回ってやるんですけれども、その他に、個人的に、個人的にこう、獣医さんところへ行かれて、注射等受けられる方、それによりまして、まあ、西播磨の獣医師会に加入された方につきましては、佐用町にも頭数が入って来るわけですけれども、例えば、岡山県の方で受けられますと、まあ、佐用町の方にこう、頭数として入って来ないことがあります。そういうことで、1,920と、1,235の、ちょっと差額がありまして、一応、今の質問によりますと、まあ、1頭飼いで、3頭飼いで、登録とか注射は、同じようにしてもらっている現状でございます。

〔敏森君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、敏森君。

4番（敏森正勝君） まあ、あの、複数飼っている家と言いますのは、同じ種類の犬ですね。そういったものがあるわけなんですけれども、狂犬病の予防注射においても、1頭しか、僕は、してないんじゃないかなという感じがするんです。

で、まあ、その家に、家の犬に、まあ、ちょっとガブッとやられたというような状況の中で、どの犬に噛まれたんか分からんというような状況がありますんで、そこらへんの点をね、はっきりと、その、してもらわないと、町にも責任が出てくるんじゃないかなと感じがしますんで、その点も、もうひとつ厳しくやっていただきたいなというふうに思います。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） はい、分かりました。ここの1,920頭の登録につきましては、犬の種類、名前等、戸籍の台帳じゃないですけども、一応、そういう形で、分かるようになってます。何かこう、事故がありましたら、そういう名前等、犬の種類等で判断して、その犬が注射してあるかどうかというのは、こちらの方の台帳で分かりますので、そのへんではまあ、それはお答えできると思います。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 歳出の関係で、49ページ、児童措置費の児童手当の関係でお願いします。

まあ、22年度から子ども手当の関係があつて、児童手当が、実質なくなった格好になっておるわけですけども、当初予算の関係で言えば、だいたい1割減というような状況です。

これはその、いわゆる、対象児童が、当然減ったという、当初予算から見たらね、いうことなのか、それとも、いわゆる所得制限等がありますから、当初から見たら、所得制限にかかってきているのかというようなこと。

それから、児童手当なんかの、いわゆる特例給付分、所得制限の緩和分ですけども、36万円、当初の3人分が、全て減額ですけども、これは当初予算見る時に、何か根拠があつて、3人分を見てたのかどうか。そのあたりの内容について。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） はい。当初からですね、1割減というふうなことでございますけども、確かに、特例給付につきましては、36万がですね、該当なしというふうな部分がございますし、全体で言いますと、いわゆる受給者、親の数で言いますと、1,553人。それを子どもの数で申し上げますと、1万8,600人ほどになるんですけども、今、議員が言われました、その1割減ですね。私自身は、申し訳ないんですけども、確認はしてないんですけども、おそらく、予算の中で、ある程度、前もって、どうしても立てますので、多目に立てておるといふ部分もあるでしょうし、それら、これら、5つですね、階層別の、いわゆる児童手当がございますので、今度の子ども手当は、所得制限ありませんけども、いろいろな部分で、予算に苦勞をしたんじゃないかなというふうな、推測で申し訳ないんですけども、そういうふうな思います。申し訳ございません。

議長（矢内作夫君） 今、1万8,600いうて言うたな。

健康福祉課長（野村正明君） はい、親の数で言いますと、1,553人。21年度ね、実績。それで、毎月もらいますから、12かけた数字が1万8,600人ほどになるという意味です。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい、はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 56 ページですが、農地費の関係で、マイナス 10 万円、これは仁方のほ場整備の関係で、補正 7 号だったかな、で、70 万。で、これ残りの 10 万ということで、いいんでしょうか。確認をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） これはまあ、当初予算にですね、弁護士費用として置いていたものをですね、もう必要なくなったから、今回、整理をするためにですね、10 万を減額させていただいたということです。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） それでですね、この、昨日の一般質問にも関連するんですが、ちょっと、町長にお伺いしたいんですが、勘違いをされているんじゃないかなと思うんですが、昨日の質問で、違法であるということ、私が言うと、違法ではありませんと。それは、不利益を与えたということで、答弁をされたと思うんですが、判決というのは、やはり、法に反しているから、そういった判決が出るのであって、不利益だけでは出ないと思うんですが、そのへんを、ちょっと確認したいんですが、もし、勘違いなら、勘違いで、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

議長（矢内作夫君） ちょっと、この質問、趣旨から外れるんですけどね、町長、答えますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 判決ではですね、双方ですね、2 人を対象として、相手方に比べて、その原告が不利益であるということがなってます。それと、そういう変更処分、また、換地処分がですね、合理的な理由が、合理的な理由には当たらない。まあ、土地改良法では、合理的な理由という文言もね、書いてあるんですけども、合理的な理由に当たら

ないという趣旨の、どう言いますか、意見を付してですね、まあ換地処分を取り消すという形になっております。

その中の審理の中にはですね、違法かどうかというのは、審理はされておりますけども、最終的に結論として、そういう結論を出されてですね、換地処分の取消という判決が出ているというふうに認識しております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、関連している、昨日の弁護士費用の関係なので、言いますけど、やはり、それは間違っていると思いますので、よく、ちょっと調べていただきたいと思います。換地処分は、違法であるということを書いてあるので、結局、そのことが違法なために、このような敗訴になったのであって、もう一度、よく調べないと、やはり裁判官に対しても失礼だと思うんですが、そのへんどうですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 判決内容、判決のですね、裁判官が結論出されるためにはですね、原告の主張、それから、被告の主張、それぞれをですね、審議されて、それに一つ一つどうだろうかということがですね、審理をされて、最終的に、主文を作られる。決定をされる時にですね、結論という形で、そういう双方ですね、先ほど、言いましたように、双方の不利益、双方比べればですね、原告の方がですね、まあ不利益があるというのと、そういう変更処分についてはですね、そういう述べられた中を審理されてですね、合理的な理由がないと。それにも、また細かいことも書いてありますけども、主たる原因としては、そういう形でやっております。

笹田議員が言われてますようにですね、裁判所の内容等もですね、十分に吟味した上での結果ですから、昨日、町長が、答弁されましたようにですね、その結果を受けて、今後、どのように是正していくかということですね、に、努力するという以外、お答えは、ちょっとできないというふうに思います。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 49ページ、10番の19、出産祝金の三角の202万になってございますけれど、21年度においては、何人の方が、お生まれになって、まあ、できたら、亡くなった方の数についても、分かれば教えていただきたいと思います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 実績といたしましては、200万程落としてございますから、518万でございます。それを、基本的には5万円で割っていただいたら、103になろうかと思えますけども、実は、ならないんですね。

3万円余りまして、私も、これどうなのっていう、聞きました。そうすると、要綱にあるんですけども、中学校を卒業したら、お祝い金が3万円あたる部分があるんです。それで、とりあえず、当初に、その予算置いてございませんでしたので、その部分を充てたというふうに聞いております。

あくまでも、そのことを、伝えておかないと、これ割れませんので、申し訳ございませんけども、後の手立てを、どう言ったらいいんですか、補正とかね、そういった部分を抜かっておったというふうに聞いております。申し訳ございません。

まあ、いずれにしても、お祝い金でございますので、ご容赦いただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） まあ、ほな、全体で、103人お生まれになって、まあ亡くなった方は、今のとこ分らんやね。

それと、分からんかったらいいです。56ページのくま蜂のあれですね。三角になってますね。ええっと15番の19、7万5,000円、これらについては、件数的に何件ぐらいあって、1件について、何ぼぐらいな金額が出されておるんかどうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） くま蜂ですね、件数はですね、100何件、ちょっと、正確な数字分かりません。100何件あったと思います。途中でですね、補正で、増額させていただいてですね、そして、対応してきたんですけども、その増額分で、今回ですね、7万5,000円余ると言いますが、不用が出ましたので、今回、落とさせていただいている。

まあ、1万5,000円の内7,500円がですね、半額、受益者負担していただいて、半額を助成していると、そういう形で対応させていただいております。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） すいません。細かな事項別ではないんですけども、専決補正という行為、事務的な部分で、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、専決補正の時に、予算の未執行というか、不用額のずっと引き落としが行われていると思うんです。で、その経常的な経費で、1,000円、2,000円まで、これ一々この、最終の専決補正で落とす必

要が、その財政上、財政運営上あるのかどうか。まあ、要は、そんなチマチマした手間をやらなくてもいいんじゃないかという趣旨の質問なんですけども、やる必要があるのか、ないのか、そのあたりをお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） チマチマという表現は、ちょっといかがかなと思うんですけども、財政としては、専決で、ある程度きっちりとした、決算に沿うような方針ですというのは、基本だと思います。

それを、専決する金額を、どれぐらいにするかということについては、いろんな意見はあるとは思いますが、それについては、財政としては、一定の金額を示して、それが、その経常的な経費、あるいは、他の臨時的な経費についても、同じような考えで、各課に求めております。そういう中で、若干言われるような1,000円とか2,000円という部分の専決補正という分も出ておりますけれども、基本的には、専決は決算に近い形での補正という形で、今までも対応させてもらっております。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 先ほどの発言のチマチマという部分を訂正をします。細々としたというふうに改めていただきたいと思っております。

で、あの、質問の趣旨と言うんですか、特に、その、どうしてもやらなければいけないという部分でなければ、当然、予算編成上ってというのは、財務規則に基づいて、町が執行するんに、適宜適応した形で、予算を編成するというのは、極々当たり前のことだと思うんですが、3月31日を過ぎている段階で、当然、過年度収入とかってというのが、過年度収入なり出納期間中ですから、執行が必要になってくるんで、予算も当然必要なことだというのは、理解できるんですけども、概ね、経常経費なんかで、1,000円、2,000円まで決算に近い形でという必要性が、僕はないと思うんですね。そのために、出納期間、閉鎖終了後に、その決算という行為を行うわけで、特にこれから、この議会においてもそうですし、行政上も生きてくるというのは、決算書の決算額で、特に、この6月以降、その21年度の予算額で審議をすとかという部分は、全くないと思うんですね。それから、考えるとその、行政に携わっている方、予算編成される方、全般の手間から言うと、1,000円、2,000円まで、ここで拾い出して落とすという行為、それから、当然、その時間、手間、それに必要な資料ですね。これをその、一般会計、特会も含めてすると、相当量のもんがこう、もう少し省略できるん違うかなというふうに思うんです。

で、その基準を、どのあたりまで引き上げるか。例えば、10万以下は、もう手をつけないとか、5万以下はという、判断基準をどっかではされていると思うんですけども、もう少し、何か、省略化なり効率化という部分では、やっていってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけど。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 確かに、まあ、財政の方として、その項目について、基準で各課通知しておりますけれども、各課においては、そういった部分で、若干、認識と言うんですか、認識の違いによって、対応が異なっている分があると思います。それが、まず1点と。

ご指摘されるように、非常に経常経費の金額の少ない部分、そういうものについては、今後、ちょっともう少し考えさせていただいて、その基準等の見直しについてもさせていただきたいなと思っております。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 59ページで、大型獣の処理委託料が、まあ41万5,000円を減額されているんで、それは、それでいいんですけども、この前、産建委員会の中で、あの委員2名、監視員が、2名の話させてもらたんですよ。これは、鳥獣処理する人とセットになっている人の話なんですけれども、その監視員が、そのシカや、等を殺して、それを処理する人が処理すると。その処理する人には、1万5,000円出るんですけども、実際に、一番肝心な、殺す人に対しては、町からは、まあお金は出ていないということなんです。

で、これ、私、大変矛盾があるなというふうに感じてまして、何で処理する人に1万5,000円出て、肝心な、そののり網等に掛かって、暴れているシカを、射殺する方に、何の手当もないのかなという話をさせてもらって、当然、こういう部分について、どういうふうにか考えられているのか、この前、ちょっと話させてもらったと思うんですね。委員会で、で、まあ、その時に、担当の方は、ちょっと、そういうことを知らなかった言われておったんで、当然、そこで話したもんで、それなりの見解を、今日、もらえるかなと思うんですけど。どうですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 保護員のね、お話だと思います。

まあ、保護員はですね、県からですね、委嘱をされて、町内2名ですかね、いらっしゃいます。それでまあ、県が、その委嘱状の中で、県の規定の中でですね、1回、2,500円ですかね、2,500円だったと思います。2,500円を出されている。それと、そこへ行く、交通費言いますかね、旅費が、プラスアルファされてます。旅費については、金額は、バラバラですけども、そういう中で、平均、月2回をですね、出られて、5,000円プラス交通費が保護員に支払われているという形です。

まあ、保護員についてはですね、駆除期間外にですね、のり網とかですね、生きた物が、そのままおる時には、保護員にご連絡をしてですね、そして保護員の判断でですね、放されるか、処理をされるかということで、保護員の権限になってます。保護員が、そのまま処理場までですね、もし、危害を加える、暴れてですね、危ないということになったら、処分をするわけですけども、処分についてはですね、町内の猟友会の会員にですね、各

地区で決めさせていただいております保護員に、ああ、保護員じゃなしに、猟友会の会員に処分をお願いします。それで、町においては、処分についてはですね、1万5,000円。それから、死んでいるものについてはですね、そののり網から外したりとかですね、そういうもので処理をしているということで、今、保護員についてはですね、先ほど言いましたように、県からの、ちょっと委嘱をされておりますので、その保護員については、町から、今、支出は、ご指摘のとおりしておりません。

このへんは、2,500円が妥当なのかどうかというのは、県に問い合わせ確認する必要があると思うんですけども、そういう形の、今、県の制度の中です、今、動いておりますので、今後、今回の一般質問でもですね、町長の方から、体系的にですね、そのへんのことともいうことを言われておりますので、そのへんも含めて、県との協議も必要であろうかとなというふうに思います。

〔町長「ちょっと。殺す人に、殺した場合にもゼロだと言われているんだけども、そうなの。僕は、その、保護員の人じゃなくて、猟友会に頼んで、猟友会に殺傷、殺してもらって、処分してもらいよん違うん」と呼ぶ〕

農林振興課長（小林裕和君） いやいや、保護員が、

〔町長「保護員の人か」と呼ぶ〕

農林振興課長（小林裕和君） 駆除あの、許可外の期間については、保護員でなければ、それができない。

〔町長「保護員に殺してもらってるの」と呼ぶ〕

農林振興課長（小林裕和君） だから、保護員が、それして、もう暴れる。本来は、保護員いうたらもう、保護する方ですから、しかし、危害を加えるというふうになったら、まあ、そこで保護員が処理をする場合もあります。

〔山本君「ちょっと。町長あんまりご承知ないようなんで言いますけどね」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 佐用郡には、2名おります。私、その2名の方の1名から聞いて、県の方から、年間で2千数百円と。今、何か、1回2,500円。1月2,500円ですか。あれ、えらい話が違うなど。

ほんで、その人は、変な話しますけどね、夜だろうが、何時だろうが、電話が県からかかって来ると。県からかかって来ませんよ。多分、町からかかって来るんですよ。そして、のり網で暴れておるやつがあると。それで、ある時には、三日月だったと思うけども、こんなもん、はっきり言うて、鉄砲の弾代も出んのやと。鉄砲も弾代も出ないんで、かけやで殺しよったんです。そしたら、周りのもんが、非難罵倒で、なんちゅうかわいそうなことするんやと、ぼろかす言うて。それで、警察もおったで、そんな警察もかわいそうなことしたらあかんで言うて、それだったら、お前殺せって言うて。お前の持つておる鉄砲で撃て言うたらしいですわ。ほな、そんなことできませんと。ほな、何で、僕の鉄砲で、弾代も要るのにやで、これ、ちょっと話聞いてよ。それだったら、かけやで殺して、で、

この前も言わしてもらただけど、それを、私ら、ほとんどこう、言うたら悪いけど、旅費なんか出てるいう話を聞いてませんわ。たった、それだけでね、鉄砲代も出んのにね、弾代も出んのに行ってね、殺して、周りから非難罵倒を受けておるのに、町職員がおって、それに対する静止もせんと。どういうこっちゃ、これはと。俺ら、あほらしゅうて、やってられんわというのを、こう、ぼやかれてました。

で、その中でね、処理せなあかんとか、のり網に掛かっている大変な、そのことで、皆、困って行ってもらっているのにですよ、そういう人に対する、その礼の気持ちもないんかなというのが、あったわけですよ。そういう感じのことを、この前、ちょっと言わしてもらたんです。

今、言うてみたら、何か、1回 2,500 円で、月で、旅費したら、5,000 円ぐらいになるいうて、俺は、そんな話は聞いてないし。

で、町長も、勘違いされておるようやけど、その殺すことができるのは、わずか2名だけです。

で、県から委嘱されとう言うんだったら、県だけの指示で動くんかと言ったら、実際、町から、何時でも来るわけだから、ほな、やっぱり町からとしても、それなりのものをせなあかんと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、分かりました。

そのへんね、私も十分に認識ができてない、してないんで、そういうふうに、その猟期以外は、保護員しか殺せないんでしたら、それは、当然、その県の委嘱かどうか、分かりませんがね、実際に、処理してもらうのに、1万 5,000 円、猟友会に出しよんで、そのへんは、今回の、その対策協議会の中にも保護員2名の方にも来てもらってですね、その、そういう状況を聞かせてもらうとかですね、私、直接保護員から、そういうお話も聞いたことありませんし、実際に、そんなことで、その夜も行ってですよ、殺して、保護員当たり、年間 2,000 円ほどですね、受ける人自体も、よく受けていただいているなというふうに思いますからね、そんなこと、他の人、次の人に受けてくれと言ったって、そんなことで受けてくれるはずもないと思いますし、それから弾代等と言われますけれども、夜なんか、鉄砲撃てませんわね。これは、当然、

〔山本君「おん、そう、夜でも何時でもあるんであって」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） だから、夜なんか行かれてですね、実際に、それはもう、そういうその、処理の仕方というのも、もうその、中々、鉄砲、銃も使えない。その保護員も、多分、猟友会の会員のような人じゃないかと思うんですけどね。実際、殺すいうことになれば。猟友会の会員違うんか。

〔農林振興課長「猟友会の会員です」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 会員でしょ。猟友会として、やってもらったら、これ出るわけですから、それを出してないというのも、おかしいんで、これは実態をよく調べます。その聞きます。本人から。どなたか、よく調べて。

〔山本君「はい」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 歳入の15パーシ、農林水産使用料、キャンプ使用料のマイナス。金額出ておりますが、それと関連して、歳出の58ページの農林水産業費、70、自然観察村運営費の臨時職員賃金、マイナス145万8,000円。これについて、キャンプ場が、昨年の水害によって、長期間というか、閉鎖していたので、その関係だとは思いますが、臨時職員のね、賃金が、マイナスになっておりますので、このへん、閉鎖している間のことなのか、それとも、辞められたり、そういう関係なのか、ちょっと、説明をお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まず歳入の10節、農林施設使用料のキャンプ場使用料でございますが、議員、先ほど申されましたように、今回のですね、台風災害によりまして、8月の10日から2月の28日まで休村をしたことに伴います収入減ということでございます。で、今回、1,636万2,000円を減額をさせていただきたいと、こういうことでございます。

なお、また、歳出のですね、費用全般に、精査をいたしまして、不用額が生じております。これにつきましても、休村によるものでございまして、総額で204万3,000円の減額をさせていただいております。

で、賃金の関係でございますが、これにつきましては、休村をいたしております関係上ですね、入村者がいないというふうなことから、入村者がある場合、宿直者がおりますけれども、宿直者を置かなかったということ。それから、8月、ちょうど、8月、9月にかかる部分におきまして、この時分が、ちょうど、ピーク時でございますけれども、その間に、アルバイトをですね、通常、お願いをして対応をしておるといふふうな経緯がございますが、そういった方も採用、お願いをしなくてもすんだといふふうなことから、145万8,000円の賃金を減額をするものでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 今回の補正は、休村に伴う歳入減であり、歳出減というのは、理解できました。

実態として、キャンプ場の管理の上でね、責任者というか、そういうのは、辞められたというふうにお聞きしたんですが、後、補充されたり、あそこ、自然豊かなキャンプ場で人気はあるんですけど、町の管理面では、やっぱりきちんと、現場に責任ある者がいるというのが、私は、大事だと思うので、その点は、実態は、どうなっていますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） はい。議員、ご指摘のようにですね、3月末をもって、管理人の方が退職をされたという経緯がございます。そういった中で、私も、4月以降、この商工観光課に参りまして、自然観察村の従業員の皆さんともですね、再三にわたって、話し合いもさせていただいた経緯がございます。まあ、そういった中で、やはり、管理人と言いますか、そこをまとめていただく、そういった代表の方は、やはり必要であろうというふうに思っております。過般、従業員の皆さん、お集まりをいただいた中で、町としてまあ、そういった体制はとっていききたいというふうに申し上げておりました。今後、現在はまだ決まっておりますけれども、今後、そういった形で対応をしていきたいというふうに思っております。

とりわけですね、多くの皆さんに来ていただいております、生命を預かる施設でもございますので、そういった形で対応していきたいと。このように考えております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 今回の臨時職員に関連してなんですが、22年度の予算で言えばいいと言われるかもしれませんが、今のことなので、早急に対処していただきたいと思っております。申し上げますが、現在、何か、臨時職員の方かな、1人休まれているために、今まで、たくさんお休みされたために、大変仕事が、厳しいらしいです。草刈とか、1日中。そこへもって、1人、今、休まれているので、もう大変、皆、困っているということを聞いています。そのへんは、臨時職員で、その人が、どれくらい休まれるのか、そのへんも調べていただいて、やはりアルバイトなり、何なりで、対処していただかないと、現在、これからもう本当に、かき入れ時になると思うので、そのへんを、どうお考えになるのか、お答えをお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まあ、これからですね、夏場にかけて、多くの皆さんにご来場いただくというふうなことで、当然ですね、暑くなりますと、まあ、外部におきましては、雑草等がですね、生えてくるというふうなこともございます。そういった観点から、6月からですね、半年間、2名の方をお願いをいたしまして、対応をさせていただいておりますし、特にまあ、盆前後におきましてはですね、従業員の方も、やはり休みというふうなこともございましょうから、そういった所については、今、議員おっしゃいますような、アルバイト等の対応もしながらですね、運営に努めていきたいと。このように考えてます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、昨日聞いたことなんで、こないだうちから、大変、困っているということを言われてますので、是非、対処してください。

それと、もう1つも、山本議員に関連するんですが、今まで、ちょっと聞いたことなかったんで、この大型獣の処理なんですけども、この委託料ですね、殺すとかいうのは、まあ、その処理は分かったんですが、その処理された後ですね、どこに、どのように処理をされているのか。で、そこに、もし、埋葬とか、火葬とかされる場合には、その委託料の中に入っているのかどうか、そのへんをお尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 大型獣のですね、処理、死体処理です。それで、例えば、ネットに引っ掛かっているとかな、その場で、もう死んでいるのについてはですね、実は、昨日も職員が、3頭ほど拾って来ました。これはもう、腐敗しているものもあればですね、まだ綺麗なものもあります。できるだけ、職員がですね、行ってやっています。どうしても、川の中に浮いているものとかですね、そういうものには、処理ができないんで、その町内にですね、死体処理を委託している猟友会の会員の方がいらっしゃいますので、その方をお願いをしているということです。

で、そういう死体の処理についてはですね、今現在は、佐用坂にですね、埋設をさせていただいております。当然、カラスも来ますので、ビニールシートで、きちっと包んでですね、そして埋設して、埋めているという状況です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、他に、ないようですので、これで、本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第7号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度佐用町一般会計補正予算、第8号は、原案のとおり承認されました。

ここで、暫く休憩をいたします。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

10 番（山本幹雄君） 休憩してからで、ええんで。

議長（矢内作夫君） ええっと、45 分までにしようか。それでは、45 分ということで。

午前 10 時 27 分 休憩

午前 10 時 44 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。

次の日程に入ります前に、先ほどの、岡本義次君の答弁、上下水道課課長からありますので。それ、先、お願いします。

上下水道課長（野村久雄君） 先ほどは、失礼しました。

コミュニティプラントの現年分の滞納ですけども、3 件ございます。5 万 300 円となっております。

それから、過年度分につきましては、2 件 2 名ございまして、2 万 2,400 円となっております。

以上でございます。失礼しました。

日程第 2 . 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 8 号）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 2、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、第 4 号を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 10 ページの一般会計繰入金について伺います。

その他一般会計繰入金、当初予算が 930 万、2 回目で減額の 21 万。3 回目の補正で 8,800 万余り、この一般会計の繰入の、この動きについてね、説明していただきたいのは、1 件目は、それです。

それと、最終的に一般会計からの繰入が、いくらになったのか。

その内、法定外の繰入金は、いくらか。

その 3 点を伺います。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君）　ただ今の議員のお答えいたします。

当初予算、今言われましたように 932 万 2,000 円。1 回目の補正で 21 万 2,000 円です。それで、3 回目の補正で、今、言われましたように、8,837 万 8,000 円で、合計で 9,748 万 8,000 円になっています。

今回、その一般会計の繰入金を減額で 4,883 万 1,000 円減額いたしまして、補正後の予算額が 4,865 万 7,000 円となっております。これが、その他一般会計繰入金の法定外繰入となっております。

〔金谷君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　はい、金谷君。

5 番（金谷英志君）　その全額が、今言われた、残った、4,865 万 7,000 円、それが法定外、事務費とか、これがまるまる法定外の一般会計の繰入になるのでしょうか。

〔住民課長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君）　その内、旅費とか時間外等々差し引きまして、ちょっと待ってくださいね。ちょっと細かく。その内、600 万が、約 600 万円が事務費になっております。

それから、後、残りの 600 万円、黒字になるということで、629 万円が黒字になるということで、600 万円を一般会計に繰入れまして、最終的には、29 万 9,000 円の黒字ということで報告させてもらっております。

ということで、最終的に、法定外繰入は、3,600 万程度になると思います。

議長（矢内作夫君）　はい、よろしいか。

〔金谷君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　はい、金谷君。

5 番（金谷英志君）　その下の準備基金繰入金について、伺います。

当初、20 年度の決算で見ますと、平成 21 年度 5 月 31 日現在、国保準備基金が、残高 4,393 万 4,000 円ありますけれども、これ、最終的に、準備基金としては、いくらの残高になる見込みでしょうか。

〔住民課長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君）　先ほど、言われました、前年度の末の残高が 4,393 万 4,675 円。後、利子分だけを準備基金に積み立てます。この利子分が、26 万 9,192 円でございます。トータル的には、4,420 万 3,867 円を準備基金として、残しておきます。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、5 ページの国保税の関係で、この年度は、国保税の災害減免というので、やったわけですがけれども、これも最終的に、災害減免の状況ですね。お願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） すいません。失礼しました。

災害減免でございますけれども、全壊、大規模半壊、半壊という形で、減免をさせてもらっております。その内に、その中で、災害減免分で、世帯数として、224 件。1,500 万 4,105 円を災害減免でしております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） ページ 5 ページ、10 番の 20 の 516 万 9,000 円と、その 22 番の 6 万 4,000。25 番の三角の 56 万 4,000 円。これらについての、やはり件数と見込みなり、見通しをお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） それぞれ、滞納繰越分でございますけれども、医療給付費の滞納繰越分現年度分、ああ、滞納繰越分が、21 年度の収納率が、12.55 パーセントでございます。未済額が 4,091 万 1,496 円残っております。

それから、その後、次の、後期高齢者につきましては、収納率が、25.95 パーセント。未済額が、159 万 1,615 円になっております。

それから、次の介護納付金でございますけれども、これが収納率が、13.63 パーセント。

未納額が、488万8,560円になっております。

それから、次のページの退職者医療の上から順番に、収納率が15.35パーセント、

議長（矢内作夫君） 聞いとれへん。

住民課長（谷口行雄君） ああ、聞いとうへんのんですか。

〔岡本義君「それもいる」と呼ぶ〕

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 今の分の件数。それから、その今言われた、6ページの同じく20の6万7,000円と、25の11、その分についてもお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） すいませんでした。先走りまして。

6ページの退職者の医療費の滞納ですけども、これが収納率が15.35パーセント。残りの未収金が、209万3,662円でございます。

後期高齢者につきましては、17.17パーセントの収納率で、未済が、13万7,439円でございます。

介護につきましては、19.32パーセントで、32万1,753パーセントでございます。まあ、これにつきましても、税務課と一緒に、

議長（矢内作夫君） 最後は、金額だったんやね。

〔岡本義君「えっ、件数」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） いや、32万1,753円だろ。

住民課長（谷口行雄君） 円。

議長（矢内作夫君） 3パーセントって。

住民課長（谷口行雄君） ああ、すいません。32万1,753円でございます。

議長（矢内作夫君） それと、5ページの人数言うて言いよう。件数と、人数言いよってんかな。

住民課長（谷口行雄君） それぞれの人数。

医療分につきましては、世帯人数は、5,343人でございます。これは、全体でございます。全体の人数。

全体で、よろしいですか。

議長（矢内作夫君） 個別にいりますか。

3番（岡本義次君） 個別で分かったら、そりゃ。

住民課長（谷口行雄君） いや、滞納者の人数ということですか。

〔岡本義君「件数と人数な」と呼ぶ〕

〔住民課長「滞納者の」と呼ぶ〕

〔岡本義君「うん。その繰越の分の」と呼ぶ〕

〔住民課長「ああ、すみません、ちょっと、今」と呼ぶ〕

〔岡本義君「分からなんだら、後でもいいです」と呼ぶ〕

〔住民課長「また」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 5,343人ということですね。

住民課長（谷口行雄君） それは、全体です。

議長（矢内作夫君） 全体。

住民課長（谷口行雄君） 被保険者数ということで。後で、ちょっと調べます。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） ちょっと、不勉強だったら、ご指摘をいただきたいんですけども、ペーシ15ペーシの一般被保険者の高額療養費。この中で、6,000万円余りの財源の変更が行われております。で、その関連だと思っておりますけれども、17ペーシ、保険財政共同安定化事業拠出金、ここの中で財源変更がされております。この、その相関関係というんか、これを、ちょっと説明をお願いしたいんです。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） これ、先般の12月補正によりまして、この当初、充当、すみません、ちょっと、言葉が、ちょっと分かりにくいんで、もう少し、分かりやすく、ちょっと

調べて来ます。すいません。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） というのは、その財源補正をする場合には、必然として、歳入が伴ってくると思うんですけども、特にその、これに見合うような形での特定財源の歳入補正がされてないので、今、課長が、説明をされかけたように、12月の補正の時の、その補助金、交付金が、何だったかな。交付金だったかな。その関係の、その、ようは、財源の充当先が違っていたということで、理解してよろしいですか。

議長（矢内作夫君） 住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 私も、そのように聞いております。はい。

1 番（石堂 基君） 分かりました。

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい。他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 11 ページ、同じくの 10 番、22 万 6,000 円、この分についても件数なり見通しをお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 延滞金のところですか。

3 番（岡本義次君） はい。

住民課長（谷口行雄君） はい、延滞金の補正、22 万 6,000 円してます。これは、保険税の滞納の延滞金でございます、人数で 39 人。延滞金の率は、14.7 パーセントで、39 人になっております。

3 番（岡本義次君） 全体では、どうだったんですか。これ 22 万 6,000 円、まあ、金拳がっておりますけれど。

議長（矢内作夫君） 住民課長、分かりました。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） すいません。そこまで、ちょっと、資料持ち合わせてません。すいません。

議長（矢内作夫君） はい、他。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） 承認第8号、平成21年度国民健康保険特別会計補正予算専決処分の反対討論を行います。

昨年6月の国保条例改定によって、国保税の引き上げがなされましたが、その時の厚生委員会の質疑の中で、当局は、準備基金4,400万円は、過年度精算に充て、法定外の一般会計からの繰入は、経済対策として行うとのことで、国保税の引き上げがなされました。

しかし、この補正予算では、その他一般会計繰入金を、4,883万1,000円減額し、準備基金に1,407万5,000円を積み戻しています。国保会計健全化のためには、第1に国庫負担の増額がなされるべきであります。一般会計からの繰り入れで国保の引き上げをやめ、加入者の負担軽減に努めるべきであったことを指摘して、反対討論といたします。

議長（矢内作夫君） 次、賛成討論ありますか。他に、討論はありませんか。はい、他にないようですので、これで本件に対する討論を終結をいたします。

これより承認第8号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

承認第8号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、多数。よって承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、第4号は、原案のとおり承認されました。

日程第3 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町老人保健特別会計補正予算第2号 専決第9号）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第3、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度佐用町老人保健特別会計補正予算、第2号を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に関する質疑を終結をいたします。
これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第9号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって承認第9号、専決処分の承認を求めること
について、平成21年度佐用町老人保健特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり承認
されました。

日程第4 . 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度佐用町後期高齢者
医療特別会計補正予算第2号 専決第10号）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第4、承認第10号、専決処分の承認を求めること
について、平成21年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号を議題といたしま
す。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 3ページ、20番、20の20ですね、24万の滞納繰越分の件数なり
見通しをお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 繰越分の24万でございますけども、一応、今、滞納の現状が5人
で、32万9,000円が、未済額となっております。これにつきましては、また、督促なり、
そういう形で、順次、収納事務をしていきたいと思っております。はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 滞納者があるということで、その、かつては、高齢者の場合、保険証の取り上げはできなかったんですが、この後期高齢者医療制度に変わってからは、それが可能になったということで、これまでの議会のやり取りでは、だけど、広域連合としても、取り上げとか、そういうことはしないということ聞いておりますけれど、実態は、どうなっておりますか。伺います。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） そこまで、ちょっと把握しておりません。

議長（矢内作夫君） 他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） まあ、担当者が、分からないのですが、町長、どうなんですか。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その資格証、そういう形の取扱はしておりませんので。はい。

議長（矢内作夫君） 他に、ありますか。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をします。
これより本案に対する討論に入ります。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 10 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 10 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算、第 2 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 5 . 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 11 号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 5、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることにつ

いて、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算、第 4 号を議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 同じく 4 ページ、30 万の滞納繰越、三角の 137 万 7,000 円の分について、件数なり、その見通しについてお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 件数につきましては、34 件。金額につきましては、218 万 6,276 円でございます。

まあ、これにつきましても、普通徴収ということで、納付書等で、納めていただきますので、今後、引き続き、納入の方に力を入れていきたいと思っております。はい。

議長（矢内作夫君） 他に、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第 11 号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。
承認第 11 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算、第 4 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 6 . 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 4 号 専決第 12 号）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 6、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、第 4 号を議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、討論もないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第 12 号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。承認第 12 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、第 4 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 7 . 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 6 号 専決第 13 号）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 7、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、第 6 号を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） まず、4 ページなんですが、加入負担金の 200 万ですね。この内容説明と。

その下の手数料ですが、10 目、15 目、20 目であります検査手数料。そして指定業者手数料、開閉栓手数料、これの説明をお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） まず最初に、加入負担金ですが、加入者の増加による負担金の増額で、15 ミリが 4 軒で、20 ミリが 2 軒となっております。

それから、次に、検査手数料の項目ですけれども、設計手数料につきましては、新規で 2,000 円。それから、変更で 1,000 円を手数料いただいておりますけれども、ありませんでした。それから、その下の検査手数料ですけれども、これにつきましては、1 件当たり 4,000 円をいただいております。それで、今回、10 件分を増額しております。

それから、認可手数料、これについては、指定業者の認可手数料で、1 件当たり 2 万円

となっております。変更の場合は、1万5,000円となっております。これも、1件ずつありましたので、3万5,000円となっております。

それから、開閉栓手数料ですが、これにつきましては、休止制度を取っております。3カ月以上休止される場合は、休止の手続きをさせていただいて、開栓する時に2,100円をいただいておりますので、これの手数料として4万4,000円、今回挙げさせていただいております。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） そしたら、加入負担金についてですけども、この、今、言われたんですけども、どういった所で、そういうのが増えているのか。まあ、例えば、個人の家とか、今、たくさんマンションのような物ができておりますが、その内容ですね。それを、今回まあ、多い。この年度末にすると多いので、どういうふうになっているのか、お願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） 災害以後、最近、集合住宅が、最近、建てられております。それ、1箇所の件数が、非常にこう、何十戸という形で、多いために、今回、200万の補正をさせていただいておるんですけども、それが原因と考えております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 岡本義次君。

3番（岡本義次君） 4ページ、15番、滞納繰越の11万でございますけれど、件数と見直しについて、お願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） 簡易水道の分の滞納分ですけども、現年度分につきましては、134名の方が滞納となっております。金額につきましては、191万974円となっており、収納率につきましては、99.4パーセントで、前年度に比べて、まあ、0.3パーセント低下しております。

それから、滞納繰越分につきましては、件数、ちょっと把握してない、人数把握してないんですけども、502万3,090円となっております。収納率については、20.4パーセントで、前年16.7パーセントですので、若干、収納率が上がっておるんですけども、今年の場合、今年度の場合、8月の災害以後、3カ月ほどは滞納整理に、ちょっと回っておりますので、収納率も、若干下がっておる部分があるのかなと思っております。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで、本案に対する質疑を終結、

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） ああ、石堂君。

1番（石堂 基君） 簡水2ページですけども、第2表、繰越明許補正、この内容について、説明をお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） 提案説明でも、ちょっと、申し上げましたけども、繰越明許の関係です。これは、地域活性化事業の、きめ細かな事業費ということで、真盛の浄水場の関係です。

真盛浄水場は、毎年、12月に、ちょうど、渇水期になりますと、水が不足して、職員が手動で運転業務に当たったりするような状態が続いております。それで、今回もまた、河川改修で河川の状況も変わりますので、井戸の改良を予定しております。取水井戸、現在、2つあるんですけども、取水量の増加を図るために、取水井戸の改良を計画しております。以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 通常でしたら、これ、だいたい3月31日までに、繰越明許の事業内容というのは確定をして、で、その範囲内の補正の時期にされるのかなという気がするんですけども、明許明細出て来るんって、この専決の時期でしたっけ。

議長（矢内作夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） この事業につきましては、事業決定も遅い時期であったのと、予算をつきながら、事業の方は、着手できませんでしたので、繰越とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第 13 号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。承認第 13 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、第 6 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 8 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 6 号 専決第 14 号）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 8、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、第 6 号を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。承認第 14 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、第 6 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 9 . 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 4 号 専決第 15 号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 9、承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、第 4 号を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） これでは本案に対する討論を終結します。
これより承認第 15 号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。
承認第 15 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、第 4 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 10、承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号 専決第 16 号）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 10、承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、第 5 号を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入ります。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 16 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、第 5 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 11 . 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 3 号 専決第 17 号）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 11、承認第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算、第 3 号を議題とします。
これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 3 ページなんですけど、食事料がこう、マイナスになっているんですが、それに対して、食堂の売上料が、わずかですが増えているという、この理由を説明お願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 全体的にですね、笹ヶ丘荘におきましては、300 万。330 万、340 万弱のですね、収入におきまして、減をさせていただいておるところでございますが、食事料につきましても、200 万強の減ということでございますが、特にまあ、笹ヶ丘荘につきましましては、災害後ですね、から 10 月末まで避難所というふうな形での開設を行ったというふうなことから、利用者減による、こういった費用、収入減だというふうにご考えております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） で、この食堂の売り上げが、避難所になっていたために減ったのは分かるんですが、食堂は、増になってますね、その理由をお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） このへんの分析についてはですね、十分にいたしておりませんが、けれども、大まかにですね、申し上げて、やはり食堂については、その、来客も見込まれたということだというふうに思っております。

細かな精査はいたしておりませんが、大きくまあ、減額いたしておりますのは、先ほども申し上げましたように、この9号災害によってですね、こういった状況になったというふうを考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 多分、避難所へ来た人とか、お風呂に入りに来た人が、食べたんじゃないかと思うんですが、もう1つ聞きたいのは、6ページなんですけど、使用料及び賃借料ですね、これの寝具の借上料、これがプラスになっていますが、これ、今後、この笹ヶ丘を利用する、利用増の方法として、何か、啓蒙とか、そういうことされているかどうか。まあ、されているとは思いますが、特に、今年度の見通しというか、これに踏まえて、どのようにお考えでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まあ、いかに利用者の方にですね、多く来ていただいて、それがですね、売り上げにつながり、収益につながっていくと。そういったことで、笹ヶ丘荘職員一丸となって努力をいたしておるところでございますけれども、特にまあ、観光面というふうな、PRというふうな面からですね、やはり、現在は、町のホームページからもリンクできるような形になっておりますけれども、そういった対応なり、あるいは、パンフレット等の印刷。

特にまあ、今、私も考えておりますのは、播磨科学公園都市の中にですね、立派なサッカー場が建設をされておまして、そこにまあ、来客をされる子どもさん方、また、父兄の皆さん方が、非常に多いというふうなことからもですね、そういった所にもPRをさせていただいて、少しでも、そういった方に利用をさせていただいて、売り上げを伸ばしていきたいというふうなことで、先般も、そういった代表の方とか、そういった方にも、私も、支配人も一緒にですね、そういった所にも、是非、利用をお願いをしたいというふうな形で、5月だったと思いますが、お伺いをさせていただいたというふうなことで、職員も頑張っておるところでございます。

以上でございます。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11番（大下吉三郎君） 5ページになるわけですが、5ページの中でも、ちょっと、私自身、どこから落ちておるのかなというのが、ちょっと分からないわけです。

と言うのは、笹ヶ丘に、バスがございまして、このあたりの燃料費、または、その自動車のタイヤの交換ですね。これまあ、2年にいっぺんぐらいタイヤを交換せなならんだろうと思うわけですが、それらの費用が、どこから、どのように落ちているのか、そこ、ちょっと教えてください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） バスの燃料費、それから、そういった修繕と言うのは、需用費の中の燃料費なり、あるいは修繕料というふうに思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、大下君。

11 番（大下吉三郎君） まあ、そのことについて、実は、ある業者の方からですね、このような問い合わせが、私に入って来ているわけですが、郡内、それぞれガソリンにしても、契約はしておると。各企業においてね。タイヤの交換についても、その自動車会社等々の見積をもって、交換の契約をしておると。ただしながら、私の方には、一切、そのようなことが、年間通じて、ガソリンも入れに来ない。タイヤの交換も来ないということを知っております。まあ、そのようなことが、あってはいいものか。この地域であれば、上月は、直ぐ隣にシェルがあり、この辺りについても、本多石油がありと、まあ、身近な所に、それぞれに入れる所があるわけですが、ちょっと久崎のように、まあ、はっきり言って、今、1社しか、久崎にはございませんけれども、その辺りについても、じゃあ、上月から来るのか、佐用から来るのかということになりますと、これは、当然、同じ単価であれば、そこへは来ないであろうと、それは、思います。

まあ、ただしながら、笹ヶ丘荘であれば、久崎にしかございませんし、福祉センター、これもまた、社協の関係ですけれども、そのような所であれば、その1社にも、当然、地域の中にあるわけですから、入れに来るのが妥当ではないかなと。そのあたりについて、それ最初、車両によって、それぞれ、各地域ごとに、とかいうか、そういうステーションごとにガソリン等であれば、ある程度の小分けはしておるのかどうか、車両についてね、そのへんちょっと、伺っていきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、商工観、えっ。

〔町長「全体の話やろ」と呼ぶ〕

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 公用車等の、その全体の燃料関係ですけども、まあ、単価については、そういったガソリンスタンドの組合のようなものがあります。そこと、協議させていただいて、統一した単価をさせていただいていると。

それと、どの、どこにある公用車を、どの、で入れるか。その区分については、それぞれ前もって、区分を決めさせていただいております。できるだけ、その近いエリアの中で、

燃料等を供給してもらうように、区分を決めさせていただいて、それに基づいて、職員は、公用車等の給油をしております。

〔町長「今、全然入れてないような所があるんだったら、よく調査して、全体を公平にするように」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） 全体、きっちり割り振りはしていると思いますけども、1台、例えば、Aという車を、この会社、このスタンドというような形の決め方はしておりませんので、偏ったことがあるかもしれません。まあ、そういう所につきましては、よく調査して、できるだけ偏りがないようにしていきたいと思います。

議長（矢内作夫君） ちょっと、その全体的なことだったら、今、

11番（大下吉三郎君） じゃあ、後で言います。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 3ページに、結婚式関連売上というふうに挙がっておりますけれど、これら、結婚式が何組かあったんかというんが、まず1点。

それと、一般会計から1,600万からという持込があるわけなんですけれども、そこらへんについてはですね、やはり、もう少し、そこなりの努力を、創意工夫というんかですね、例えば、そういう繁忙期については、別としてですね、お客さんが、若干少ない時についてはね、町内の方は、お風呂でもただで、入れてあげるよと。その代わり、そのお風呂に入りに来た時にですね、食事、まあしてもらおうとか、そういう付帯的な効果を狙うとかね、それから今、課長おっしゃったような格好の中で、サッカーに来た人を、いわゆる、泊まっていたかのようなことや、それから、その佐用の共立病院なんか、ブリックがコーヒーが美味しいって、毎日、凄く流行ってますわね。ですから、そういうふうな、1つ、何か、そういう美味しいコーヒーでも、笹ヶ丘でも考えて、ちょっと、若干、国道から離れておる、ちょっと、そういう不利があるんですけれど、そういう、それなりの創意工夫的な努力というものは、ちょっとお考えになっておるんかどうか、そこらへんについて。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まず、結婚式の関係でございますけれども、結婚式としてはですね、そういったものはございません。

ただ、それに伴います披露宴、そういったものをですね、やらさせていただいておるといふふうなことで、それに関連した売上でございます。例えば、引き出物とか、そういったような物になるかと思います。

それから、何か特徴のある物と、まあ、オンリーワンを目指せということをおっしゃ

っておるんだらうというふうに思うんですが、先ほども、申し上げましたような形でですね、今後、具体的に、どういった取り組みをすることによってですね、できるだけ、こういった一般会計からの繰り出しを少なくできるかというようなことについてもですね、非常に貴重なご意見をお伺いしたというふうなことで、今後、考えさせていただきたいというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第 17 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

承認第 17 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって承認第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算、第 3 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 12 . 承認第 18 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 3 号 専決第 18 号）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 12、承認第 18 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、第 3 号を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2 番（新田俊一君） ちょっと、ほんまのことは、分からないんですけども、前に、これ 500 万、ページはどこでもええんですが、いっぱい書いておるで。繰入金されて、また今度、330 万円ですか。これ、繰入されるということになっておるんですけど、これ、ずっといつものように、こう、あの、多くの金をね、歯科保健の方に出しておると、一般会計から。これは、ちょっと、今、民主党でやっておる、仕分けの作業じゃないですけどね、そういうことも考えてね、もうちょっとやらなんだら、このまま、ずっと続いておったら、何千万、何億いう金が、これからも、いつてくるんじゃないかと思うんですけども、そのへんのその、見通しはどうなんですか。ちょっとお尋ねしたいと思っておりますけども。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） はい、このことにつきましては、先のですね、一般質問の中に、平岡議員からもありましたけども、現実問題としてですね、昨年5月以降ですね、それまでは、基本的に、一般会計からの繰入金というのは、だいたい100万前後だった実績です。それで、それは、なぜかと言いますと、月曜日から水曜日までね、基本的には、木曜日と金曜日に、先生来られますから、それは、当然、診療報酬として、これはもう、見込めるといふ分があるわけですけども、平成19年度までは、月曜日から水曜日の予防業務ですね、歯科衛生士さんが、指導される。幼児とか一般の方、含めてね。それは、保険請求できてました。それで入があったんですけども、そういった部分が、やっぱり好ましくないというようなご指摘もいただく中でね、これは、やっぱり止めておこうということで、去年の5月からですか、それが、止めたことによってですね、歳入の財源が、非常に、ドンと減りました。だから、もう頼りになるのは、木曜日、金曜日だけということで、これらについては、先日も、お話をさせてもらいましたように、新庄先生はじめですね、入れて、3人の方で、お願いしておるわけです。

それで、そういったことが分かってましたんで、当初においてね、申し訳ないんですけども、多額の、いわゆる金額にしますと500万。500万を当初から置いておりました。そういう中で、努力もして、努力というのは、いつもだったら、だいたい、年間115日ぐらい先生に来ていただいておりますんですけども、10日増やす。あるいは、いろんな、雇い上げのね、衛生士なんかですね、自前の正規職員1人おりますけれども、そこが、地域へ行ったりとか、頑張ってくれて、臨時的な採用もひかえたという努力はしましたけれども、いかんせん、やはり、ある程度、特定できるような人数ですからね、そんなにこう、たくさん一気に来られるというような状況でもありませんので、診療者の数も、年間通して、ほぼ去年と一緒でした。

そうすると、先ほど言いました、月曜日から水曜日のね、今までは入っておった、診療報酬につながっておった予防業務、これが、具体的に、もうぴったり合うんです。で、それをですね、診療報酬に換算しますと、700から800万ぐらいになります。それが、丸っきり、歳入として見込めなくなったという部分がございまして、いろいろ先生をはじめ、努力していただいておりますけども、今の形態の中ではですね、やはり、こういった金額、また、次年度以降も、実績として、どうしても挙がってくるんじゃないかなと。今の体制を続ければね。内容的に。そういうのが現実でございます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） 普通の会社だったら、これ倒産せなあかんわけなんですけれども、週に2日だけで、これだけの金の、その補正をせないかんのか、補正ですか、繰入せないかんような状況では、普通の会社では、考えられないことで、何も、大きな収益を上げるために、歯科保健センターをやっておるといふわけではないと思うんですけども、やはり、せめて、トントンぐらいか、さっきおっしゃるように、100万、そこそこぐらいだったら、まだ話も分かるんですけども、他の歯科医の、民間のこの、歯医者さんであれば、ずっとこう、だいたい1週間程度は、ずっと先生がおってやというような状況で、たった2日間しかやってないということになったら、診療収入が、少なくなることは、もうこれ当たり前のことであって、そういう2日しか来れない先生じゃなしに、ずっと来れるような先

生にしてもらおうとか、何か、方法を考えないと、このまま赤字でずっと行きよったら、さっきも言ったように、何千万、何億という赤字が続いて行くと思うんでね、今なら、まだ、100万が、ちょっと、昨年5月ぐらいから、そういうことになったということなんですけれども、もっと早い内に手を打って、何らかの方向を考えてもらいたいなど、私は、思うんですが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 現状は、今、課長が申し上げたような状況になってます。

ただ、これは、当初ね、開設時から独立採算で運営をしていくということがあったと聞いてますし、合併後も、当然、それは、このセンターとしてもですね、診療を行いながら、予防も、目的としては、歯科衛生、歯科予防、こういうことも大きな課題、この責任なんですけれども、センターとしては、そういう運営をしていくということで、やってきたわけです。

ただ、先ほど、課長が言ったような状況の中でですね、歯科予防なり衛生の、そういう行為をしてもですね、保険で、収入が得られるということがなくなったということです。で、ただ、そのことについて、じゃあ、今、新田議員言われるように、毎週、普通の歯科医院のようなですね、通常の、週5日間なら5日間ね、増やすと。これは、また、歯科センターの、当初、郡の医師会、歯科医師会等とのですね、関係の中でもですね、そういうことについては、そこ、ただ、採算性だけを考慮して、そのセンターして、センターを通常の歯科医院のような形で運営をしていくということには、これは、また問題があるわけです。

で、まあ、先般の一般質問でもお答えをさせていただいているように、町内にも、たくさん、皆さんの歯科医院が開設されておりますし、まあ、その先生方も、歯科予防、歯科衛生の方にも力を入れていただいております。センターとしても、当然まあ、そういう診療報酬とは別に、町内の子ども達なり、高齢者、そういう方への指導、予防をですね、やっていく上で、センターの役割というものをね、やっぱりもう一度、町内の今の、歯科医療全体の、この状況等踏まえてですね、センターというものについて、検討しなおしていかねばならない。まあ、そういう時だというふうに思ってます。

まあ、毎年、目的はですね、町民の皆さん、また、子ども達、本当に、そういう、虫歯、また、歯の衛生、予防ができて、健康づくりに寄与できればいいわけであって、それを誰がするかと、していただくかは、また、それは、いいわけで、何も、町だけがしなきゃいけないということはない。

ただ、歯科医の先生方もですね、じゃあ、どこまでやっていただけるかということも、これも、やっぱり、いろいろと協議をしていかないと、町としても、今まで取り組んでいける、取り組んできた、この歯科衛生、予防活動についてね、これを、後退させるということは、これはできません。ですから、そのことについて、後退しないような形で、このセンターを、どう役割を位置付けていくか。これを、やっぱり考えていかねばいけないというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、他に。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、西岡君。

15 番（西岡 正君） 私は、旧南光ですので、だいたいのは、把握しておるわけですが、診療収入が、500 万ほど減っているということについては、先ほど、課長の説明で分かりました。

で、そういう状況の中で、診療収入が少ないわけですから、当然、金は足らなくなります。そうすると、基金から、一般会計は繰入なければ、これは、330 万、今回出てます。その理由自身は分かるんですが、まあ、結局、830 万の繰り入れをしております。で、交付税の算入が、690 万でありますので、約 140 万、実質赤字だということ。まあ、交付税算入引いた話ですよ。なってくるわけでありまして。

で、元々、独立採算制という話があったんですが、まあ実質的に、交付税算入引いても、140 万の赤字が出ているということは、事実でありますから、それを、今後、どう考えて行くのかと。今までは、何とかかんとか、その交付税算入含めた中で、凄い赤字じゃなくても済んだと。だけど、これから、していく。

で、そしたら、佐用町の全部、佐用町合併したんですから、上月の人、三日月の人、佐用の人が、あそこに行って予防してもいいんですよ。だけど、近くに医者があるのに、わざわざ、あそこまで行くかという問題があるんですよ。ですから、上月の人がね、上月に医師がおるのに、わざわざ南光町まで行って、ただでしてくれるんなら、行くかも分かりませんが、交通費使って、あそこまで行って診てもらおうようなこと、まず不可能です。そうすると、診療報酬が上がるということは、考えられません。これから。ねっ。

で、元々、予防ですので、予防っていうのは、やっぱり悪くなること防ぐわけですから、段々、段々、予防して、それが、予防が充実していけば、またお客さんが減ってしまって当たり前のお話なんです。だから、どうでも置いておかなあかんのであればね、今の状況の中の、診療収入でやれる範囲をどこまでなのかという検討をせないかんと思うね。

これから、やっていきますよって、先生が、来てますけど、毎日来ていないから、衛生士だけ診てます。だから、少ないんだということだと思っんです。そうすると、これから、ますます、悪循環になっていくと思っしますのでね、そやから、もう 1 回、きっちりとした形の中で、新町合併して 5 年になりますから、その中で、もう一度、歯科センターを、もっともっと、赤字にならないように。やるんだしたら、どうしていくかということ、もういっぺん、きっちり位置付けをしていかないと、今の状況の中で、おりますけども、先生 3 人ですね。3 人ですね。この先生 3 人なんですけど、先生の報酬は違いますね。確か。一緒ですか。

〔健康福祉課長「一緒です」と呼ぶ〕

15 番（西岡 正君） 一緒ですか。前は、3 人で違っておったんですがね。

で、それで、来てくれるお客さんと、スタッフのバランス。歯科衛生士おります。職員ですね。衛生士は違うんですかね。で、臨時職おりますね。で、僕、たんまに行くんですけども、他の医者みたいなことありません。もう、ほとんど、大勢待っているという状況、あんまりありませんから、結果的には、段々、診療報酬は下がってくるだろうと。

ですから、これから、何ぼでも入れたらええんかという考え方じゃなくしてね、いっぺん、そこも含めて、歯科センターをどうしていくのか。

だから、平岡さんの一般質問であって、佐用町全部診てもらたらええんやないか。寝た人は、寝たきりの人は、行ったらええじゃないかということになるんやけれども、他の医

者は、行ってもらえませんがね、行っていただいたら、そしたら、例えば、上月の久崎で、お年寄りが歯が悪くなって、もう起きられない場合、歯科センターからセンターへ行ってもらおうじゃないかと。そしたら、先生、いっぺん行ってもらったら、6万3,000円ほどだったと思うんですが、1日ね。ほな、そんなところが2、3箇所あって、1日済んだら、6万3,000円払わないかんでしょう。結局、効率が非常に悪い。ですから、やっぱり民間に任せるところは、任せて、そのセンターで、どれだけの範囲でやれるのか。私は、止めてしまえと言っているんじゃないんですよ。どの中でできるのか。町の財政を圧迫しない状況で、どうなのかということも、もういっぺん、きっちり、町長、考えないと、僕は、ちょっと、これからずっと、この状況で行くと、一般会計の繰入が増えて来るんじゃないかと思います。

ですから、幸いにして、今、交付税算入差し引けば、140万ほどですから、今、考えないと駄目じゃないかと思うんですが、町長の見解をお尋ねしたい。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そういうふうに、今、ご指摘いただいたこと、私も、そういう問題意識を持っております。

ただ、その、予防ということについてですね、これを採算性、独立採算で考えていくと、なかなか、これはできない部分があります。

ただ、そういう部門をですね、やはり町内の、一般の、今、開設されている歯科医師の、民間の先生方も、やはり、これにも努力もしてもらわないとね。その部分を全部、その行政でやって、まあ、治療だけを、ほなら歯科の先生、部分をね、保険点数が取れる部分だけは、そちらでやっていただくというようなやり方ではですね、これは、町の持ち出しも、ドンドン、ドンドン増えていくと思うんですね。

ですから、学校の子供達とかの指導とか、そういう部門については、やはり校医の先生方もね、実際にやっていただけてますし、養護の先生も一緒にやっていただけてます。

ただ、それに専門的な形で、歯科衛生士が、一緒に、この指導をしていくと。そういう形ですね、しっかりと子どもの時からですね、歯科の虫歯予防ということも、きちっとやっていく。これが将来、その治療が必要な、健康で医療費もかからないということにもつながっていき、全体の体の健康にもつながっていくというね、こういう部分が、しっかりあるわけですから、そういう物に対して、町も公費を使って、投入してでもね、ここまでは、町がやっていくんだという部分が、やっぱり必要だと。そういうふうに、理解をね、皆がして、やっていく部分があると思うんですよ。

ただまあ、先ほど言われるように、そういうこと、きっちとやっていけば、ドンドン、今、日本の国としてもですね、歯科医の先生方も非常に、この歯科衛生というようなことが、段々、浸透してきて、子ども達の虫歯なんかもなくなってきたりして、この患者さんが少なくなって、全国的には、歯科医が、経営成り立たないという所が、非常に増えているというふうに、歯科医の場合には、そういう状況だというふうにも聞いてます。

そういうことで、町内の先生方もですね、こんだけ7施設もできて、人口的に見てですね、その歯科医院としてはですね、かなりまあ、将来的に見れば、それぞれの医院が経営していく上でね、それ以上に、町が、ドンドン、診療まで、医療までね、入っていくということについては、非常にまあ、まあ、そういう疑問を持っておられる面があるわけですね。

ですから、まあ、ただ、先ほど言いましたように、じゃあ、寝たきりの方とか、子ども達なり、そういう、その衛生面での指導だけの部分を、そのセンターだけが負っていくと

ということになると、これは、今まで以上に、もっと町の持ち出し、赤字というものが増えます。そのへん、やはり訪問診療とか、そういうこともね、ある意味では、歯科医の先生、一般の開業医の先生方もしていただくということも必要かと思えますし、また、そういう障害者の方なんかの診療も、既にもう、その先生方受けてやっていただいていますからね、ですから、そういう意味で、かなりまあ、歯科センターが開設された、当然、当時からはね、社会的な状況も変わってきておりますので、まあ、今、西岡議員が言われたように、その歯科センターの役割、今後の、この位置付けというものをね、もう一度、やっぱり考えていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、また、よろしく願います。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、西岡君。

15 番（西岡 正君） だいたい、町長の、答えは出にくいんですが、本来ね、南光町には、歯科医師がなかったということね、で、当然、その当時の先生、センターは、校医も兼ねてたんですよ。ですから、その本来、校医に払う金を、その会計へ入っていたんですね。それが、三河で、尾崎先生が開業されたものですから、校医をそこへ任した。それでも、何ぼか減った。

まあ、われわれは、歯科センターというのは、本来、もっと充実すべきじゃないかと。その予防だけじゃなしにね、その、徳久の人が、佐用へ来て診ていただいたり、三日月へ行っ診てもらおう。それよりも、やっぱり診てもらうんだったら、普通の人を、皆診てもらえるようにしたらどうだと。その話も、何べんもしたんですけども、結果的には、歯科医師会との調整ができない。一番最初に、予防ということですが、話をしてないものだから、社会的弱者ですね、早く言えば、子ども、老人ですね。そういう人しか診れないということに問題はあるんですけども、それを、何ぼ言っても医師会が、うん言わないというのも、本来は、おかしいんですけどね。医師会の問題であって。われわれから見れば、何やそれはということになるんやけども、まあ、それも、その組織のことですから、いたし方ないんですが、まあ、確か、1年に1回か2回は、運営委員会があると思っておりますので、その点も含めて、今後、あまり大きな負担のならないように、どうしてやったらいいのかということ、十分話し合いをしていただきたい。これは、要望ですが、願います。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第 18 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 18 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって承認第 18 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、第 3 号は、原案のとおり承認されました。

〔議会事務局長「議長、訂正してください。一人挙がってない」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ああ、すみません。全員と申し上げましたが、多数です。

日程第 13、承認第 19 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 1 号 専決第 19 号）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 13、承認第 19 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算、第 1 号を議題とします。これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより本案に対する討論に入ります。討論。

〔「手が挙がっとう」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） えっ、質疑あったか。

〔松尾君「討論したらええんや」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 討論しますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい。
それでは、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 19 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 19 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって承認第 19 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算、第 1 号は、原案のとおり承認されました。

議長（矢内作夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
お諮りをいたします。明 6 月 18 日から

〔大下君「議長、(聴取不能)」と呼ぶ〕

議長(矢内作夫君) ええっ。

〔税務課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) 税務課長。

税務課長(保井正文君) 申し訳ございません。

日程が、まだ、午後まであるんかということで、思うておったんですが、午前中ということで、先ほど、一般会計のところ、鍋島議員の方から、軽自動車税のことについて、資料をいうことをお伺いしておったんですが、まず1点は、災害による減免ということで、私の方は、4月1日現在で、5月納期ということで、お答えしたんですが、基本的に、もう1点、付け加えさせていただきますのは、町の軽自動車税というのは、月割り還付はございません。ですから、納税後、5月31日後の災害ですから、自動車税については、災害減免は、あるいは、減免還付はゼロと言いますか、発生しません。

それから、災害によって、いかほどの自動車が廃車になったかということだったんですが、現実的に廃車の場合は、直接町の窓口に見えるのは、俗に言うバイクとか、ミニカーとか、農耕車とか、軽2輪が主でございます。確かに、8月、9月は、多ございましたが、現実的に、廃車の方は、廃車ということで、廃車の原因までは、出てきません。

それから、軽自動車税、俗に言う軽トラ等につきましては、これは、直接町の窓口におみえになりませんが、後で、データとして回ってきますが、それも廃車ということで、具体的に、災害原因でいくらかというのは、数字が出ません。で、今、担当の方に申し付けておりますんは、月で、8月、9月、10月ぐらい、例年に比べていかほど多かったかとか、19、20年度の廃車、または、登録の件数の比較できるものを、用意するよという指示をしておりますが、もし、このまま日程が終了するようでしたら、最終日にでも、資料だけお渡しさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

議長(矢内作夫君) はい、鍋島議員、よろしいか。

16番(鍋島裕文君) はい。

〔総務課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、総務課長。

総務課長(坪内頼男君) すいません。税務課長の方が、保留の分の説明させていただいたので、同じく、鍋島議員の方から、配当割交付金と、ゴルフ場利用税の交付金についても、ご質問があったわけですけれども、まだ県税事務所とか、県の方には、問い合わせしておりません。問い合わせしておりますけれども、回答を得てませんけれども、今のところで、分かることで、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、配当割交付金については、議員がおっしゃられたように、その、町に交付されている配当割の交付金の中に、佐用町の個人が納められた、その税と言うんですか、それが、どれぐらいな算定の基礎になっているかということだと思っておりますけれども、これについて

は、今、問い合わせをさせていただいてますけれども、議員、おっしゃられたように、59パーセントぐらいですか、ということぐらいで、後まあ、その算定基礎になる部分については、また、分かり次第、機会を捉えて、説明させていただきたいと思います。

それと、ゴルフ場につきましては、その1日、1人当たりの税率、これについて、私の方、一律ではないかというような答弁をさせていただいたんですけども、これにつきましては、町内、このゴルフ場利用税として入っているのは、佐用と上月、金屋、三日月、それぞれ、金額が違います。佐用は1,000円。上月、金屋、三日月につきましては、それぞれ600円ということで、これにつきましても、この佐用町に交付された交付金で、それぞれのゴルフ場を利用された人数が、どういう数かということにつきましては、まだ把握しておりませんので、その点につきましても、また、機会を捉えて説明させていただきたいと思います。

以上です。

議長（矢内作夫君） はい、他、よろしいね。

それでは、以上もちまして、本日の日程は終了しました、

お諮りをいたします。明6月18日から6月23日まで、本会議を休会したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来たる6月24日午前9時30分より再開をいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午前11時56分 散会
